

港湾脱炭素化推進計画

港湾における脱炭素化の推進

国土交通省では、2050年カーボンニュートラル等の政府目標の下、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しています。

港湾における脱炭素化の取り組みの体制構築

令和4年11月、「港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号）」が成立・公布され、同年12月にその一部が施行されました。これにより、港湾における脱炭素化の取り組みの体制が構築されました。具体的には、港湾法第50条の2第1項の規定により、港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（港湾脱炭素化推進計画）を作成することができることとされました。また、同法第50条の3第1項の規定により、港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、同計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することができることとされました。



港湾脱炭素化推進協議会のイメージ

港湾脱炭素化推進計画に定める事項

港湾法第50条の2第2項において、港湾脱炭素化推進計画においておおむね定める事項が規定されており、具体的には下表に示す内容となっています。

港湾脱炭素化推進計画の作成にあたっては、港湾及び周辺地域に立地する事業者や取扱貨物等によって、目標の達

成手段や対象範囲が異なるため、港湾管理者は、協議会等を通じて、当該港湾の港湾区域や臨港地区のみならず、背後圏を含む周辺地域の情報を収集し、港湾の特徴に即した港湾脱炭素化推進計画を作成することが求められます。

また、港湾脱炭素化推進計画は、当該港湾及び臨海部の脱炭素エネルギーの需要・供給に対応し、当該地域の脱炭素化・競争力の強化に貢献する役割に留まらず、必要に応じ、二次輸送等により他地域のCNPの形成にも寄与する広域的な役割にも留意することが必要です。

港湾脱炭素化推進計画の作成に係る留意事項等

港湾脱炭素化推進計画は、港湾法第50条の2第4項の規定に基づき、港湾の開発、利用等に関する基本方針に適合したものでなければならないこととされています。また、当該港湾の港湾計画等との整合を図る必要があります。

港湾脱炭素化推進計画の作成により、以下の事項等が可能となります。

- 国際戦略港湾等の港湾運営会社が、政府の補助等を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置が受けられる。
- 港湾脱炭素化推進計画に、港湾法の許可等に関する事項を定めたときは、同計画の公表をもって、許可等があったものとみなされる（ワンストップ特例）。
- 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、同計画の目標を達成するために必要があるときは、脱炭素化推進地区を定め、分区に係る構築物の用途規制を柔軟化できる。

港湾脱炭素化推進計画の作成状況等

令和5年9月13日現在、全国70港湾において、港湾脱炭素化推進計画の作成に向けた協議会等が設置されています。国土交通省としては、港湾管理者の取り組みを支援するため、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルの整備や港湾脱炭素化推進計画の作成に必要な経費の補助を行うとともに、港湾管理者が、各港湾の規模や状況等を踏まえ港湾脱炭素化推進計画を適切に作成できるよう、港湾脱炭素化推進協議会等において積極的に助言を行っており、今後もCNPの形成に向けてきめ細かい支援を行っていきます。

「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項	
官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針	◇当該港湾の概要 ◇官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針 等
計画の目標	◇温室効果ガスの排出量の削減目標 ◇水素・アンモニア等の供給目標 等
港湾脱炭素化促進事業・実施主体	◇温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業（例：低炭素型荷役機械の導入、ブルーカーボン生態系の活用 等） ◇港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業（例：水素等の供給のための港湾施設等の整備、LNGバンカリング施設の整備 等）
計画の達成状況の評価に関する事項	◇計画の達成状況の評価等の実施体制 ◇計画の達成状況の評価の手法 ◇計画の達成状況の評価の公表 等
計画期間	◇目標の実現に必要な計画期間
その他港湾管理者が必要と認める事項	◇港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想 ◇脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性 等

◇の項目は「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルに規定